

平成30年度予算のお知らせ

平成30年2月20日に開催された第121回組合会におきまして、平成30年度事業計画および収支予算が承認されました。

保険料率は、前年度と同じ健康保険料率10.2%、介護保険料率1.6%とし、平成30年度予算は、経常収支では約4,000万円の赤字を見込んでおります。

高齢化、医療技術の向上により増加の一途をたどる医療費や、依然として高齢者医療制度への過重な納付金の負担など、健康保険組合をはじめとする医療保険制度は厳しい状況に直面しています。

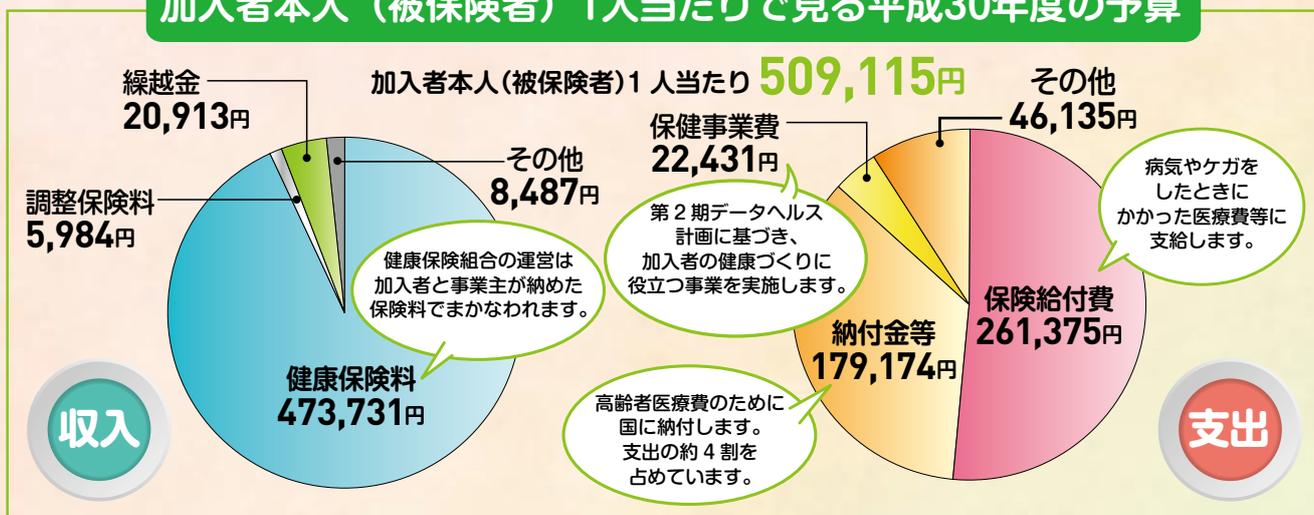
このような状況の中、当健保組合では、「みなさまの健康で豊かな生活を守る」使命を果たすため、

加入者の健康管理を支援する保健事業を積極的に取り組み、医療費の節減につながるよう努力してまいります。

保健事業では、加入者の医療情報と健診結果をデータ分析し、効率的な事業を行う「データヘルス」が第2期に入り、本格稼働となります。加入者個々の健康状態の変化を把握し、「疾病予防」「重症化予防」につながる事業を着実に実施してまいります。

みなさまにおかれましても、当健保組合の保健事業を積極的にご利用いただき、健康管理につとめていただきますようお願い申し上げます。

加入者本人（被保険者）1人当たりで見る平成30年度の予算



ホームページ「健康フォトギャラリー」の写真を募集中です。

お送りいただいた写真は「健康フォトギャラリー」に掲載します。掲載された方には記念品をプレゼントします。写真のテーマは家族や自然、食、趣味等、特に限定せず幅広く募集します。

年に一度(11月頃)、お送りいただいた写真の中からトップ賞を選定し、ホームページのトップページに掲載します。トップ賞の方にはNツアー旅行券5千円分をプレゼントします。

応募方法

kouhou@ja-saitama-kenpo.or.jpに写真を添付しお送りください。

メールの本文には

- ①投稿者名
- ②保険証記号番号
- ③事業所名
- ④ニックネーム
- ⑤写真のタイトル
- ⑥一言コメントを記載してください。



保健事業のご案内

健康づくりに役立つ
保健事業を
ご案内します。



当健保組合では皆様の健康の保持増進のため、
さまざまな保健事業等を実施しておりますので、ぜひご利用、ご参加ください。

健康づくりイベント	時期	
健康チャレンジ表彰	10月～11月	ウォーキング・適正飲酒・禁煙等の各コースの目標達成に向けて2カ月間チャレンジし、目標を達成した方に記念品を進呈します。
バスハイキング	秋頃	埼玉県内各地にバスの発着所を設け、ハイキングに出かけます。 
秩父路峠道ウォーキング	秋頃	秩父鉄道野上駅から波久礼駅までの山道を歩きます。山道の途中でみかん狩りを実施します。(健保連埼玉連合会と共催です。)
ゴルフ大会	10月上旬 (予定)	ゴルフ大会を実施します。 

健康診断等	実施時期	
人間ドック・脳ドック・ 肺ドック・PET がんドック	通年	40歳以上の加入者と35歳・38歳の加入者本人(被保険者)に人間ドック等受診費用を助成します。契約病院が3病院増え、全17病院から受診先を選択できます。
家族すこやか 40 健診	5月～2月	40歳以上の加入者家族(被扶養者)および任意継続被保険者にご利用いただけます。基本項目の費用を助成します。
郵送がん検診	9月～1月	40歳以上の加入者に郵送によるがん検診の費用を助成します。がん検診の受診機会を提供し、早期発見によりがん死亡を減少させることを目的に実施します。

施設利用	実施時期	
契約保養施設の利用	通年	契約保養施設を利用した加入者に、1泊につき3,000円(未就学児は1,500円)を年度内1家族24,000円を上限に助成します。
スポーツジム利用補助	通年	スポーツクラブ ルネサンスの利用に対して入会金等が割引されます。

詳細は実施時期に合わせてご案内します。

その他の保健事業についてはホームページをご覧ください
<http://www.ja-saitama-kenpo.or.jp>



メールマガジンでは健康情報、保健事業の開催案内等を定期的に配信します。
ホームページからご登録いただけます。QRコードでも登録ができます。



資格喪失後にうっかり保険証を使ってしまわないよう気をつけてください



当健保組合の保険証を使って病院にかかることができるのは、当健保組合に加入している期間に限られますのでご注意ください。

加入資格を喪失した後は、当健保組合の保険証は使えません

加入資格を失うと、当健保組合の保険証は、使うことができなくなります。被保険者の場合は退職日の翌日から（被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も使えません）、被扶養者の場合は収入超過や就職等で被扶養者資格を満たさなくなった日から使うことはできません。月の途中であっても、保険証が使えなくなりますので、ご注意ください。

例	退職日	平成 30 年 3 月 31 日
		当健保組合保険証の使用は 3 月 31 日まで
	就職日	平成 30 年 4 月 1 日
		当健保組合保険証の使用は 3 月 31 日まで

当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります

当健保組合の加入資格を失った後、当健保組合の保険証を使って病院にかかると、医療費を当健保組合へ返還していただき、改めて新しい健保組合等へご請求いただくことになります。一時的ではあっても大きな負担となり、当健保組合と新しく加入した健保組合等にそれぞれ手続きが必要になります。資格喪失後はすみやかに保険証をご返却いただき、新しく加入した健保組合等の発行した保険証を使用してください。新しい保険証が手元に届く前に受診したい場合は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください。

被扶養者異動届にかかる添付書類等の変更について



マイナンバー制度により、国や地方公共団体との間で情報照会や手続きを行う「情報連携」の本格運用が開始されています。これに伴い、これまで提出する必要のあった添付書類の一部である、「住民票」ならびに「所得証明書または非課税証明書」を平成 30 年 4 月 1 日受付分より省略いたします。

また、雇用情勢の変化に伴い、多様な雇用形態による働き方があり、働き方改革における大学等での学び直しを希望する社会人等が増加し、収入を得ている場合が想定されるため、18 歳以上の学生についても収入を情報照会により確認いたします。

なお、円滑な情報連携実施のため、資格取得届および被扶養者異動届等の提出の際は、マイナンバー届を添付し、法令に定められている期日（事由発生日より 5 日以内）にご提出ください。

平成 30 年 4 月 1 日受付分より適用になります。

健康保険被扶養者異動届にかかる添付書類等について、以下のとおり変更となります。

1 情報連携により省略できる書類

- ① 所得証明書または非課税証明書
- ② 住民票

2 18 歳以上の学生について

学生（18 歳以上）については、これまで学生証等により身分確認のみを行っていましたが、前述のとおり、平成 30 年 4 月 1 日受付分より年間収入の確認を情報照会により行うこととなります。

※ ① を省略できない場合、

国内に住民登録がない等、マイナンバーを取得できない方は必要書類を提出してください。

※ 添付書類については、ホームページをご覧ください。



変更内容

》 入院時の食費の負担額の変更について

入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、食材費相当額に加え調理費相当額を段階的にご負担いただいています。この負担額について、平成30年4月1日から変更が行われました。

・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

《入院時1食あたりの負担額》

区分		平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
①	一般の方	360円	460円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	210円	負担の引き上げは行いません
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

》 治療用装具購入に係る療養費申請の添付書類の追加について

～平成30年4月1日以降に作成した治療用装具の費用を療養費申請する場合は、装具の写真を添付してください～

治療のために装具購入した時は、健保組合に申請をすると、保険適用分の7割（未就学児は8割）が療養費として支給を受けることができます。しかし最近、実際に購入した装具と領収書の内容が相違する等の不適切な申請が全国であるため、給付の適正化に努めるよう厚生労働省より通知がありました。

そこで当健保組合では、給付金の適正化のため、平成30年4月1日以降に購入した装具の申請より、『装具現物の写真』の添付をしていただくこととなりました。

※ただし、治療用肌着（リンパ浮腫治療用弾性ストッキング等）の申請は写真の添付不要

治療用装具購入に係る療養費の申請必要書類

- 健康保険 療養費支給申請書
- 医師からの装具作成指示書（原本）
- 装具の領収書（原本）
- 治療用装具 写真貼付用紙



注意点

- 写真の添付が必要となる装具は、コルセットや弱視等矯正眼鏡など、疾病又は負傷の治療上必要と医師から判断（作成を指示）されたものが対象となります。
- 必ず購入した治療用装具の現物を撮影した写真を添付してください。
- 装具が複数ある場合は、すべての写真の添付をお願いいたします。
- 写真が不鮮明等で、審査できない場合は再提出をお願いする場合があります。

》 海外臓器移植が保険適用へ

厚生労働省から、海外渡航をして臓器移植を受ける患者について、医療費の一部を健保組合から給付する『海外療養費』の対象となる支給基準が示されました。

日本臓器移植ネットワークに登録し、海外で臓器移植を受けない限りは生命の維持が困難であること等の一定の基準を満たした患者が、海外療養費の支給対象となります。

また、手術費や入院費に相当する一部が保険適用となり、渡航費等は含まれません。

その他詳細については、当健保組合にお問い合わせください。《お問い合わせ先》業務部 給付係 ☎048-829-3143